民法改正　消滅時効　（弁護士　竹内　和正）

①一般債権について

債権の消滅時効における原則的な時効期間及び起算点は、債権者が「権利を行使することができることを知った時」（主観的な起算点）から「５年間」、又は債権者が「権利を行使することができる時」（客観的な起算点）から「１０年間」行使しないときは、債権は時効によって消滅するとされました（新法１６６条１項）。改正法では、主観的起算点から５年、客観的起算点から１０年という二本立てが原則とされており、このどちらか早い方の経過によって時効が完成することになります。

②生命・身体の侵害による損害賠償請求権について

生命・身体の侵害に基づく損害賠償請求権は、旧法から長期化され、債務不履行に基づく請求、不法行為に基づく請求のいずれも主観的起算点から「５年間」、客観的起算点から「２０年間」に期間が統一されました（新法７２４条の２）。

時効制度は、社会秩序の安定、証明困難からの救済、「権利の上に眠る者は保護に値しない」ことがその存在理由と言われています。ただ、これらの理由が、権利を消滅させるという、ある意味で暴力的な時効の効果を正当化できるとは思えない事案も存在します。そのような事件を担当する度に、時効制度の意義について考えさせられますが、そうはいっても、注意をしておかないとトラブルに巻き込まれてしまいかねません。権利を失うことがないように早め早めに対応されることをお勧めします。

弁護士　竹内　和正

（事務所ニュース・2019夏号掲載）

朝の時間　（弁護士　髙木　太郎）

夏は早起きを心がけている。
夏至の近くは４時過ぎでも明るい。
空気も爽やかでとても得した気分になる。

読み残した雑誌や本を手に取ることもあるが、暑くなる前の時間帯に散歩に出る。わずか１５分。目と鼻の先の公園で少し走って、背伸びなどする。
家に戻って朝食を作る。最近は昼の弁当まで作る。これも気晴らし。気が向かないときは全くやらないし、それで誰も文句を言わないので、主婦の家事とは違い、全くストレスにはならない。

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]2019[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（事務所ニュース・2019年夏号掲載）

生きがいを探せる国（弁護士 猪股 正）

先日、早稲田大学人間科学学術院の辻内琢也教授のゼミの学生のみなさんが、当事務所を訪問され、特別講義の機会をいただきました。貧困や震災の現場の取組などをお話ししながら、今後の社会の方向性などについて考え、みなさんの意見もお聞きでき、私にとって大切な時間となりました。

国連の世界幸福度報告書２０１９年版によれば、日本の幸福度ランキングは、１５６か国中５８位であり、過去最低にまで順位を下げています。

幸福度を判断する際の６つの指標でみると、社会的支援５０位、人生の選択の自由度６４位、社会的寛容さ９２位となっており、日本は、人生の選択が困難で、不寛容な社会へと突き進んでいるようです。

「いきいきと、堂々と歩いて行くためには、どうしてもひとは自己に忠実に『そのあるところのものになる』必要がある。」。つまずき悩み、生きることの難しさを感じていた学生のころに読んだ神谷美恵子さんの著書「生きがいについて」の一文です。

幸福度ランキングの１位はフィンランド、２位はデンマーク…。北欧諸国が上位を占めています。

私たちは、他国の実践に学び、この国のあり方を見直し、社会に生きる人が、時には悩み立ち止まりながらも、自分らしい人生を選択して「そのあるところのものになる」ことができるよう、懐の広い寛容な社会を作っていく、今がそのときであると強く思うのです。

弁護士 猪股 正

（事務所ニュース・2019年夏号掲載）

選挙供託金違憲訴訟5・24判決（弁護士 鴨田 譲）

去る5月24日、東京地方裁判所にて3年間にわたり行ってきた選挙供託金違憲訴訟の第一審判決が言い渡されました。結論は、こちら側の主張を一切認めない請求棄却判決でした。

現在の選挙制度では、国会議員選挙に立候補する場合、1人につき、選挙区では300万円、比例区では600万円の供託金を納付しなければならず、一定の得票を得られないとこの供託金が没収されることになっています。この訴訟は、選挙区300万円の供託金制度について、憲法が保障する立候補の自由を侵害するもので、憲法違反であることを訴えたものでした。

今回の判決は、「現行の選挙供託金制度は選挙に立候補しようとする者に無視できない萎縮的効果をもたらすもの」であり「立候補の自由に対する事実上の制約になっている」と述べるものの、「選挙制度の仕組みの具体的決定については、原則として国会の裁量に委ねている」、「国会の裁量権に対して十分に配慮することが必要となる」と、国会の立法裁量を広範に認め、供託金制度は憲法違反ではないと結論付けました。この判決は、300万円という供託金額について高いのか、高くないのか、供託金に代えて推薦署名という方法が適当かどうかといった実質的な判断を一切避けた不当判決と言わざるを得ません。この判決に対し、弁護団は先日控訴をしましたので、控訴審では逆転できるよう努力していきたいと思います。

弁護士 鴨田 譲

（事務所ニュース・2019年夏号掲載）

元号（弁護士 伊藤 明生）

2019年元号が変わりました。マスコミ報道は令和礼賛ばかり。まるで新時代が来たかのようでした。何一つ政治は変わってないのに。私は、できるだけ元号を使わないようにしてました。使わなければならない時は、西暦の後に併記してました。

そもそも元号って何なのでしょうか。もともと元号は、古代中国で「皇帝は国の民衆も時間も支配する」という考えに基づき、皇帝が年を表記する起点＝元（年）を定め、それに名前を付けたのが始まりで、日本は７～８世紀にかけて、それをまねて、元号を始めたそうです。このように元号はもともとは中国に由来するもので、君主は空間だけでなく、時間も支配するという思想に基づくものです。これは日本国憲法の国民主権の原則になじまないものでしょう。戦後、元号制度は、旧皇室典範、「登極令」が日本国憲法の下で廃止され、法的根拠がなくりました。しかし，1979年元号法が成立しました。この元号法の審議の際、政府は、「一般国民にまで（元号）の使用を強制する

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]2019[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

2019

（事務所ニュース・2019年夏号掲載）

若者と選挙 （弁護士 鈴木 満）

若者の投票率が低いことについて、若者が政治離れをしていると表現する人がいます。
しかし、衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移をみると、20歳代から60歳代の投票率はどの年代も20%から30%程度下がっています。
この結果からすると、政治離れをしているのは、若者に限られないのではないでしょうか。
若者は、日本社会で何十年も生きていくため、政策に最も利害関係を有する年代と言え、政治の動きに関心を持つのが自然だと思います。
私は、今年で30歳を迎えましたが、私の周りにも、20代のころから、政治の動きに興味関心がある人が少なからずいました。
それにもかかわらず20歳代の投票率が低い理由については、様々なことが考えられます。
政治のことに強い関心が持てないほど働かなくてはいけない働き方の問題、政治から遠ざけるような学校教育の問題、不便な投票システムの問題などなど。
ただ、私たちが大きなシステムを変えることは容易ではありません。
私たちがまず行うべきことは、私たちのような大人が日常会話の中で政治の話をしたり、ちゃんと投票へ行ったりすることではないでしょうか。
「今どきの若者は」などと言わず、自分たちを省みていくことも、若者の投票率を上げることにつながると私は思います。
例えば、上司が飲み会などで部下である若者に社会問題に関する話をしてみてはどうでしょうか。
いきなり「どの政党を支持しているか」と聞いては答える側も難しいと思います。例えば、今、話題になっている年金について、「将来年金をちゃんともらうためにはどうしたらいいか」という話から入っても、深掘りすれば「今の与党の政策は大丈夫なのか」という話になるのではないかと思います。
若者も意識を変えなければならないところはありますが、未来の日本を担う若者にちゃんと政治に関心を持ち、投票へ行ってもらうために私たちも意識を変えなくてはならないと思います。
いつか「プロ野球のどのチームを応援しているか」くらいに、「どの政党を支持しているか」も気軽に話ができるような社会になればと思います。

弁護士 鈴木 満

（事務所ニュース・2019年夏号掲載）

事務所ニュース２０１９年夏号巻頭挨拶（弁護士佐渡島啓）

このニュースの原稿を書いている時点では、まだ参院選がおこなわれていません。憲法改正案の発議の危機はどうなっているのか……。しかし、いずれにしても、日本国憲法を活かし、人権を護るというわたしたち埼玉総合法律事務所の信念に変わりはありません。

そんな当事務所に今年の上半期は大きな出来事が二つありました。

まずは、事務所創設者である宮澤洋夫先生の引退。事務所には出ていなくても「存在」することが当たり前だった宮澤先生がいなくなることは、私たちに残された所員にとって大きな試練です。しっかりと乗り越えていきたいと思います。

もう一つは、約四年ぶりの事務所内の席替え。固定席のない「フリーアドレス」の法律事務所も増えているようですが、整理整頓の苦手な弁護士が多い当事務所ではこれは難しい。しかし、何年も同じ席で仕事を続けていると、やはりマンネリ化するもの。久しぶりに席を移動して強くそう思います。

心機一転、宮澤先生の事務所創設の思いを受け継ぎつつ、新しい埼玉総合法律事務所もお見せできるよう、所員一同、精進してまいります。

弁護士佐渡島啓